



# 法改正に伴う

## 児童手当の請求手続きは

### もうお済みになりましたか？

児童手当制度が4月1日から法改正され、支給対象年齢が従来の小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、所得制限額も緩和（引き上げ）されました。

今回の制度改正により、対象となる小学校4年生から小学校6年生の児童の保護者の方及び所得制限限度額を超過して児童手当を受けられなかった方も対象となる場合がありますので、「認定請求」の手続きが必要となります。（公務員の方は、勤務先での申請となります。）

4月～9月分の児童手当を受給するためには、9月30日までに手続きをする必要がありますので、手続きを忘れないようにしてください。（今年9月30日が土曜日で役場閉庁日のため、9月29日（金）までの受付となります。）

所得制限限度額

( ) 内は改正前

扶養親族などの数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円 (301万円)	532万円 (460万円)
1人	498万円 (339万円)	570万円 (498万円)
2人	536万円 (377万円)	608万円 (536万円)
3人	574万円 (415万円)	646万円 (574万円)
4人	612万円 (453万円)	684万円 (612万円)
5人	650万円 (491万円)	722万円 (650万円)

※所得額が制限限度額以上の場合は、児童手当を受給することはできません。



#### ◆ 手続き期間

9月29日（金）まで

9月29日（金）までに受け付けたものに限り、4月分（又は支給要件に該当した月の翌月分）にさかのぼって支給されます。

手続きが10月1日以降の場合は、

翌月分からの支給となり、4月～9月分は支給されませんので、ご注意ください。

#### ◆ 手続きに必要な添付書類

（対象児童や家庭状況により必要書類などは変わります）

- ・ 印鑑（認印）
- ・ 認定請求書（又は額改定請求書）
- ・ 振込口座（請求者本人名義）
- ※ ただし、郵便局は除く。
- ・ 厚生（共済）年金加入の方は、請求者の健康保険証写し又は年金加入証明書
- ・ 所得証明書【平成18年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明（市町村が発行する平成18年度のもの）】

#### 問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

会社も、お店も、学校も、病院も。



10月1日、平成18年事業所・企業統計調査が全国一斉に行われます。

この調査は、農林業を除くすべての事業所が対象となり、わが国の産業構造や、事業活動の実態を明らかにするために行われます。調査の結果は、国や都道府県、市区町村でさまざまな計画や施策を立案する際に貴重な基礎資料として利用されます。

9月下旬から「調査員証」を携行した調査員が調査票の記入をお願いに各事業所を訪問しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。記入後は調査員が回収にまいります。

なお、この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査で、集められた調査票を、統計上の目的以外に使用することは固く禁じられています。したがって、各事業所のプライバシーは、法律によってしっかりと保護されます。

#### 問い合わせ

役場企画財政課企画調整係

☎ 985-4101

